

高幡圏域都市計画区域マスタープラン 概要版

～平成30年3月改定～

都市計画区域マスタープランとは…

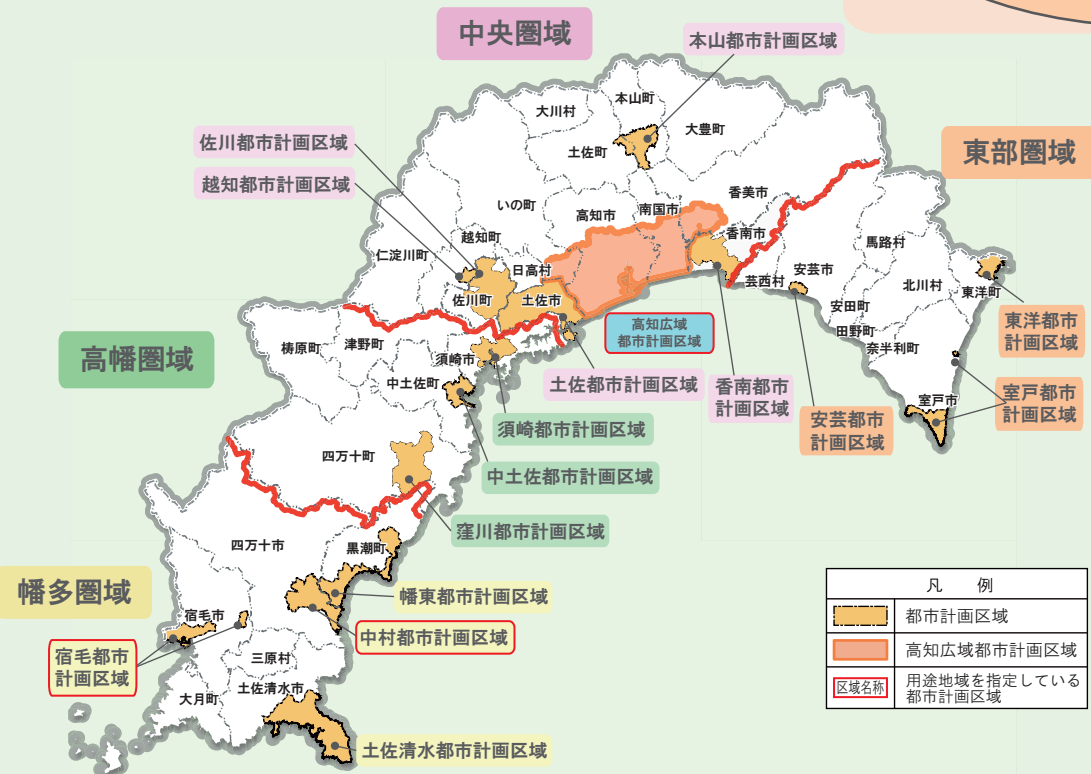
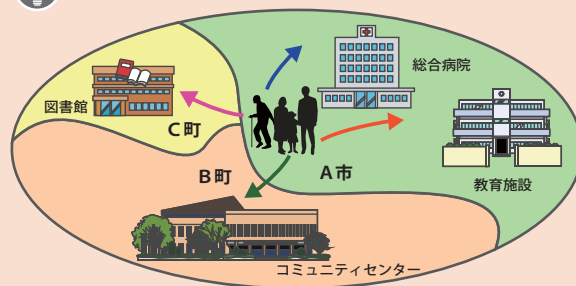
都市計画の基本的な考え方について、おおむね20年後の都市の姿を展望し、広域的な視点から、まちづくりを進めていくための方向性を示したものが『都市計画区域マスタープラン』です。

高知県では、平成16年に県内16の都市計画区域において、都市計画区域マスタープランを策定しましたが、策定から10年あまりが経過し、南海トラフ地震の被害想定や人口減少、高齢化の進展など、社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画区域マスタープランを見直し、平成30年3月に改定しました。

持続可能なまちづくりのため4つの圏域を設定

これまでは、都市計画区域ごとにまちづくりを進めてきましたが、人口減少や高齢化の進展を踏まえ、これからは都市間で補完しながら持続可能なまちづくりを進めていくため、日常的な結びつきが強い地域を「圏域」として設定し、一体的にまちづくりを進めていきます。

市町村間で補完し合い、都市施設を相互に利用



用語解説

◆都市計画区域

人や物の動き、都市の発展を見通し、地形などからみて、一体の都市として捉える区域のことです。

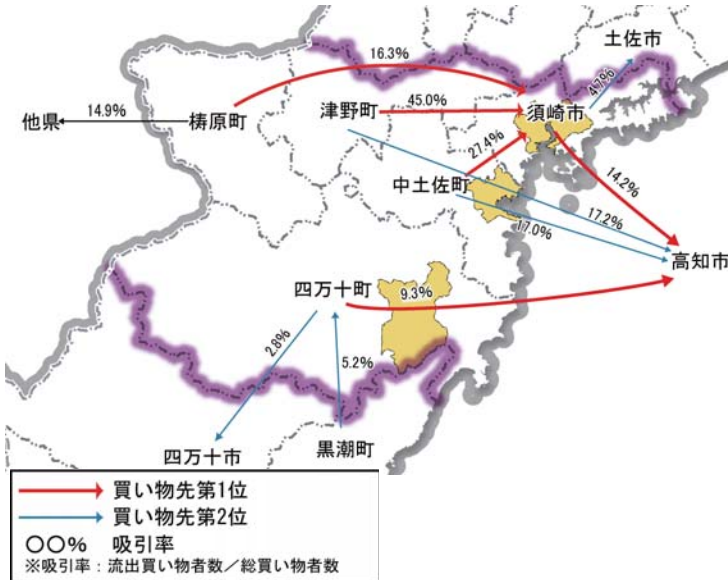
◆用途地域

住居、商業、工業など、それぞれの環境を守り、効率的な活動を行うために土地を合理的に利用するルールを定めている地域です。

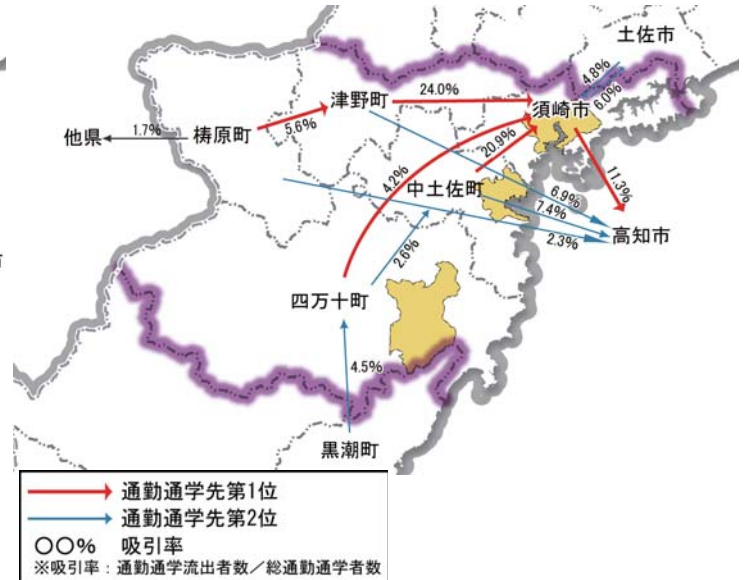
高幡圏域の設定

県西部に位置する5市町の日常的な買い物流動と通勤通学流動について見ると、高知市や土佐市などとの流動もみられますが、特に須崎市を中心とした結びつきが強い地域となっています。この結びつきを踏まえ、県西部の1市4町を「高幡圏域」として設定します。

買い物流動



通勤通学流動

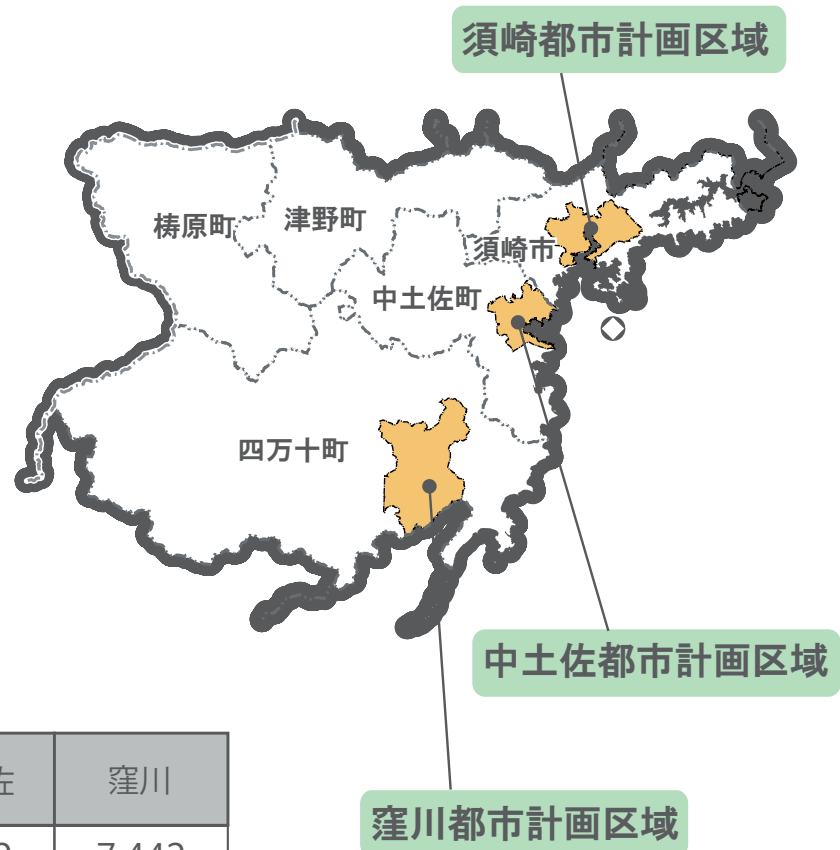


高幡圏域の概況

高幡圏域の市町村は、急峻な山地と太平洋に挟まれ、地形条件の厳しい半面、豊かな森林資源などを活かして発展してきた地域です。

四国の屋根にあたる四国カルストや変化に富んだ海岸線、清流四万十川の上流域などの大自然に恵まれており、国の重要文化的景観に指定された龍馬脱藩の道など、優れた観光資源も有しています。

その一方で、人口の減少が続いており、産業の低迷や後継者不足により、地域活力が低下し、既成市街地の低密度化が進んでいます。



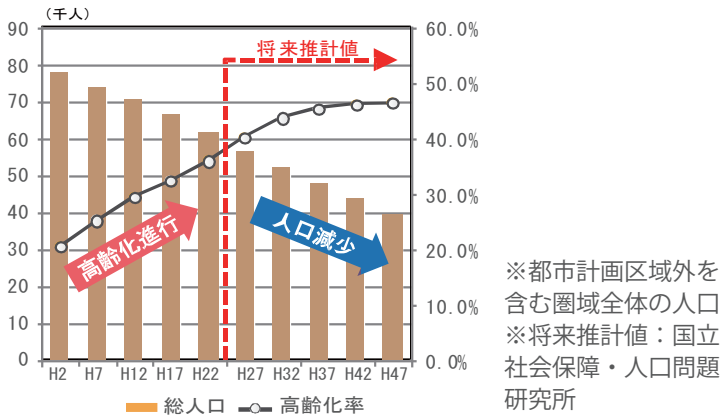
都市計画区域別の面積・人口

都市計画区域	須崎	中土佐	窪川
面積 (ha)	3,118	1,682	7,442
H22人口 (千人)	14.8	4.4	7.2

現状と課題

今後、人口減少や高齢化が進むことによって、これまで多くの人々に支えられてきた中心市街地や公共交通などが衰退し、日常生活に支障をきたすおそれがあります。

人口減少・高齢化



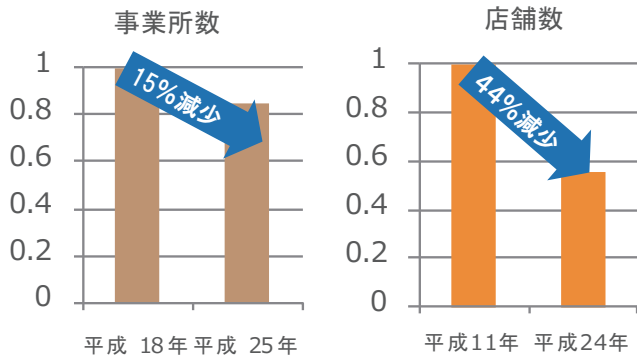
▶人口減少の進行に伴う、地域活力の低下等を抑制するためには、コンパクト+ネットワークによる持続可能で人にやさしい都市構造の形成が必要です。

交通ネットワーク



▶幹線道路網では、都市機能の集積を誘導・支援する観点を持ちつつ、公共交通ネットワークの確保や交通結節点および周辺の整備が必要です。

地域産業



事業所数・店舗数の推移 (H18・H11を1.0とした割合)

▶日常生活に必要な商業機能の維持・立地誘導・適正配置に加え、基幹産業である農業、漁業の生産基盤の維持等が必要です。

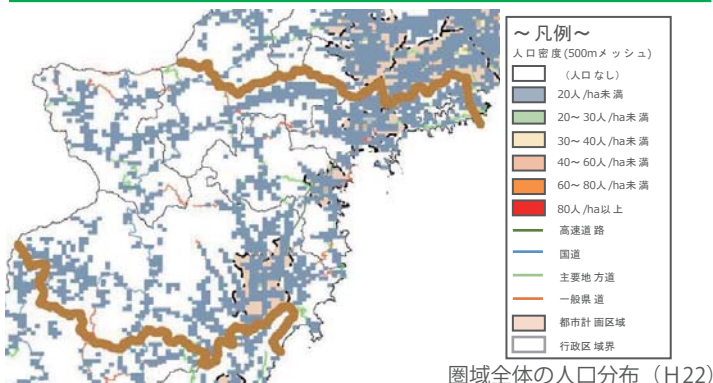
自然環境・地域資源



四国カルスト (津野町・椿原町)

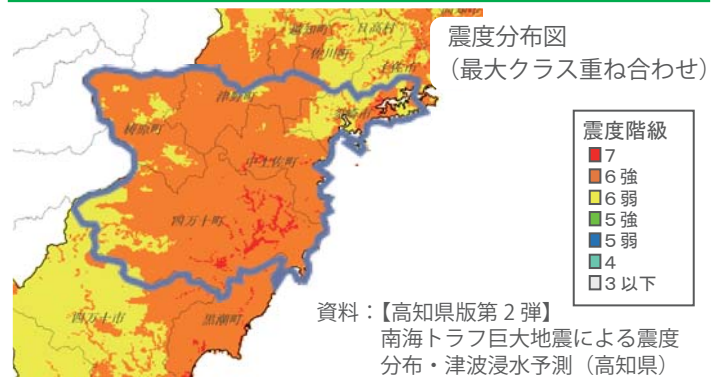
▶主要な観光資源である横浪半島、須崎湾、城山、双名島、四万十川などの保全および観光への利活用を図り、広域交流を促進することが必要です。

市街化動向



▶全市町において人口減少が認められ、中心市街地の空洞化、低密度化が更に進行すると予想されます。

大規模地震への不安



▶南海トラフ地震等の自然災害による甚大な被害が想定されており、防災対策の強化が重要です。

高幡圏域の目標

目標年次および目標人口

都市計画区域	須崎	中土佐	窪川
基準年次 平成 27 年 (2015 年)	13.9 千人	4.0 千人	6.5 千人
中間年次 平成 37 年 (2025 年)	12.4 千人	3.6 千人	5.4 千人
目標年次 平成 47 年 (2035 年)	11.4 千人	3.3 千人	4.6 千人
面積	約 3,118ha	約 1,682ha	約 7,442ha

※人口フレームは、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンから、H27・H37・H47の人口を推計したものに、国勢調査の結果から算出される各市町村の総人口に占める都市内人口のシェア率を掛け算出した値。

まちづくりの基本目標

太平洋と奥四万十の豊かな素材と流通のクロスポイント

～歴史・文化・自然との共生～

市街地を取り囲む森林、太平洋を臨む変化に富んだリアス式海岸、四万十川に代表される美しい川など豊かな自然環境を活かし、良好な生活環境を形成していきます。

基本方針 1

“住んでよし、訪れてよし”
のまちづくり

移住・定住につながるような生活環境や交通体系の整備、移住先としての受け入れ環境を整え、地域一体となって活性化に寄与する交流人口の拡大を目指します。

基本方針 2

地域資源を活かした産業を
中心とした活気あふれる
まちづくり

圏域が保有する既存の地域資源の良さを活かした流通を展開しつつ、産業集約化による効率性と収益性の向上を図ります。

基本方針 3

安全で、安心して
住み続けられるまちづくり

南海トラフ地震における津波による被災に対しては、海上からの緊急物資輸送の一時拠点港である須崎港、二次拠点港である久礼港を復旧・復興拠点として復興に備えます。

区域区分の有無

以下の理由から、東部圏域（須崎・中土佐・窪川都市計画区域）では、**区域区分を定めない**ものとします。

- ▶人口及び産業の動向から、今後、市街地の大きな拡大には至らないと予測されます。
- ▶今後、都市基盤施設の早急な整備の必要性は低いと考えられ、用途混在などの進展による急激な生活環境悪化の可能性も低いと考えられます。
- ▶市街地周辺の山林や農地はほとんどが農用地区域や森林地域に指定されており、人口の減少や産業の衰退傾向から、開発圧力が急激に高まる可能性は低く、自然環境の保全や農林漁業の振興に支障をきたす可能性も低いと考えられます。

土地利用の方針

住宅地



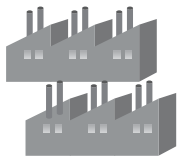
圏域拠点のように都市機能が集積した地域では、住宅地への利便性が高まるように低・未利用地を有効に活用し、良好な居住環境の形成を図り、維持していきます。

商業・業務地



日常生活に必要な商業機能の維持、立地誘導、適正配置（高齢化を見据えた人口集積地の徒歩圏への配置等）に重点を置いた土地利用の誘導・促進、強化を図ります。

工業地・流通業務地



須崎港周辺に集約して立地している既存工業地の機能の充実を図るとともに、適正な土地利用の誘導に努めます。

その他



四万十川や久礼港の漁師町など、優れた自然環境と都市環境との共存や魅力ある観光資源の保全・活用により、地域活性化や交流機能の拡大を図ります。

居住環境の改善又は維持

空き家など低・未利用地が増加する地区ではその適正な維持管理を所有者に働きかけるとともに、移住者への紹介や交流拠点としての活用など、将来像や周辺土地利用と整合した活用方策を検討します。

市街地と優良な農地の健全な調和

市街地周辺に広がる農業振興地域内の優良農地は、耕作放棄などによる未秩序な開発を抑制し、農業振興施策と連携しながら適正な保全に努めます。

都市施設の整備に関する方針



- ▶ 高規格道路、一般国道、県道等の主要な幹線道路網による快適な交通ネットワークの構築を図るとともに、災害時の避難・輸送ルート確保と各道路間の結節機能の強化を図ります。
- ▶ 住民生活に密接に関わる生活道路のうち、道幅が狭い道路については、歩行者や自転車の安全性を高めるとともに、災害時の避難路としての機能の確保を図ります。
- ▶ 路線再編や自治体保有の車両の有効活用により、コミュにティバスやデマンドバス等の効率的な運営により、利用者のニーズに対応した利便性や機能の向上と効率的な運営を両立させた、持続可能な公共交通サービスの維持を図ります。
- ▶ 港湾は維持管理計画をもとにした維持修繕の適切な実施により、地域経済を下支えする海上交通の拠点機能を維持するとともに、災害時の復旧・復興拠点としての対応力の強化を図ります。
- ▶ 公共下水道や合併処理浄化槽の整備促進により、汚水処理の普及率拡大を目指すとともに、施設の適正な維持管理を図ります。
- ▶ 河川の治水・利水整備、水質浄化、生物多様性に配慮した多自然川づくり、親水空間の整備等を促進し、安全で親しみやすい河川環境を形成します。



高知自動車道 須崎西 IC
(須崎市下分乙)

自然環境の整備又は保全の方針

- ▶ 流域住民・自治体と連携し、四万十川の環境保全および文化的景観保全に努めます。
- ▶ 森林の持つ多面的機能を高度に発揮できるよう、水源涵養林や木材生産など、四万十川流域の豊かな森林保全整備事業や農業基盤整備による農地の集積化・効率化・耕作放棄地の発生防止等の農地保全に取り組みます。
- ▶ 火災延焼の遅延や防止の観点から、市街地におけるオープンスペースや道路植栽などの確保を図ります。
- ▶ 利用者ニーズを踏まえながら公園機能の充実や、適正な維持管理による長寿命化を促進します。



四国カルスト
(梶原町・津野町)



横波半島 (須崎市)

都市防災の方針

- ▶ 南海トラフ地震に備えるため、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強や人的被害を軽減する効果の大きいハード対策の重点的かつ選択的な実施と、津波による浸水予測や土砂災害を考慮した適正な土地利用を行います。
- ▶ 災害時の避難地や防災拠点、緊急輸送道路、避難路の確保・機能強化を図るための都市公園や道路の整備、防災ネットワークの形成を図ります。
- ▶ 防災マップや洪水ハザードマップなどを作成し、生活空間の危険性の確認や緊急時の避難に必要となる様々な情報提供を行います



津波避難タワー
(中土佐町浜地区)

福祉のまちづくりの方針

- ▶ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「ひとにやさしいまちづくり条例」などに基づいて、すべての人に快適な生活環境づくりを推進します。
- ▶ 道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、鉄道などの公共交通のバリアフリー化を推進します。



都市景観の方針

- ▶ 中土佐町の久礼港など重要文化的景観の指定区域においては、建物の更新や道路等の都市基盤の整備にあたり、文化的景観の保全に努めるとともに、観光資源としての利活用を図り、圏域の交流人口の増加につながるような取り組みを行います。
- ▶ 市町村の景観行政団体への移行・普及に努め、景観計画等の策定を推進し、都市景観の向上を図ります。



四万十川の沈下橋
(四万十町)

協働のまちづくりについて

まちづくりには、みなさんの協力が必要です！

行政の情報を住民が知り、意見をまちづくりに反映させ、身近で質の高いまちづくりを展開するため、住民と行政がまちづくりの計画の段階から共に検討していけるような仕組みづくりを推進します。

また、住民と行政、民間の事業者などの専門家、さらに横につなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりに取り組みます。

▶ 自分たちのまちを知る

- ◆ 自分のまちやまちづくりを知ることができるように、積極的な情報提供を実施。

▶ まちづくりを学ぶ

- ◆ まちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに携わる人材を育成。

▶ まちづくり組織と連携

- ◆ まちづくりに参加する組織の活動を支援。

▶ まちづくりへの参加

- ◆ 多くの人々が参加しやすい仕組みをつくり、住民主体のまちづくりを実現。



平成 30 年 3 月

高知県 土木部 都市計画課



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

〒780-8570

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2-20

TEL : 088-823-9846 FAX : 088-823-9349

E-mail : 171701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/>